

花巻市物品購入等に係る電子入札実施要領（令和３年12月９日財務部長決裁）の一部改正新旧対照表

現 行	改 正 後
花巻市<u>リース業務</u>に係る電子入札実施要領 （趣旨） 第１ この要領は、別に定めるもののほか、花巻市が発注する<u>リース業務</u>に係る指名競争入札 _____ _____ _____に関する手続を、<u>電子入札システム</u>により<u>行う場合</u> <u>において</u>、必要な事項を<u>定める</u>。 （用語の定義） 第２ この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （新設） <u>(1) 電子入札システム</u> 契約担当者の使用に係る電子計算機と入札 _____ _____しようとする者 _____ _____の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で 接続し、入札案件の登録から<u>参加申請、入札、落札者</u> _____ _____の決定までの事務を行うための電子情報処理組織をいう。 <u>(2) 電子入札</u> 電子入札システムを使用する方法により執行する入札をいう。 （新設） <u>(3) 紙入札</u> 紙媒体により執行する入札をいう。 <u>(4) ＩＣカード</u> 一般財団法人日本建設情報総合センターから提供される電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。 <u>(5) 契約担当課長</u> 財務部契約管財課長、<u>_____</u>教育部教育企画課長をいう。 <u>(6) 電子くじ</u> 入札参加者が入力した任意の数値（くじ番号）を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。 （対象） 第３ 電子入札の<u>対象となる入札方式は、指名競争入札</u>とする。 第４・第５ （略） （質問及び回答） 第６ 仕様書等に関する質問 _____は、入札書 _____	花巻市<u>物品購入等</u>に係る電子入札実施要領 （趣旨） 第１ この要領は、別に定めるもののほか、花巻市が発注する<u>物品購入等</u>に係る指名競争入札<u>及び見積り合わせによる随意契約（複数の者から見積書を徴する「競争見積による随意契約」をいう。以下「見積」という。）</u>に関する手続を<u>電子入札システム</u>により<u>行うこと</u> <u>に関し</u>、必要な事項を<u>定めるものとする</u>。 （用語の定義） 第２ この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>(1) 物品購入等</u> 物品の買入れ、物品の製造の請負及び<u>リース業務</u>をいう。 <u>(2) 電子入札システム</u> 契約担当者の使用に係る電子計算機と入札 _____ _____（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者 _____ _____（以下「入札参加者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で 接続し、入札案件の登録から<u>入札、落札者又は契約の相手方（以下「落札者等」という。）</u>の決定までの事務を行うための電子情報処理組織をいう。 <u>(3) 電子入札</u> 電子入札システムを使用する方法により執行する入札をいう。 <u>(4) 入札情報公開システム</u> 発注情報、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。 <u>(5) 紙入札</u> 紙媒体により執行する入札をいう。 <u>(6) ＩＣカード</u> 一般財団法人日本建設情報総合センターから提供される電子入札コアシステムに対応した特定認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。 <u>(7) 契約担当課長</u> 財務部契約管財課長<u>及び</u>教育部教育企画課長をいう。 <u>(8) 電子くじ</u> 入札参加者が入力した任意の数値（くじ番号）を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。 （対象） 第３ 電子入札の<u>対象は、指名競争入札及び見積</u> _____とする。 第４・第５ （略） （質問及び回答） 第６ 仕様書等に関する質問 _____<u>（同等品確認を含む。）</u>は、入札書 _____

_____締切日の３営業日前までに、<u>原則</u>_____、電子入札システムを通じて行うものとし、回答については<u>入札情報公開システム</u>に掲載するものとする。	<u>積書を含む。以下同じ。）</u>受付締切日の３営業日前までに、<u>原則として</u>、電子入札システムを通じて行うものとし、回答については、<u>入札情報公開システム</u>に掲載するものとする。
第 7 (略)	第 7 (略)
(紙入札)	(紙入札)
第 8 電子入札においては、原則として紙入札は認めないものとする。 ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、契約担当課長があらかじめ承諾した場合は、この限りでない。	第 8 電子入札においては、原則として紙入札は認めないものとする。 ただし、入札参加者から紙入札参加承諾願が提出され、契約担当課長があらかじめ承諾した場合は、この限りでない。
2 _____紙入札での参加を<u>認める基準その他詳細</u>の手続は、別に定める。	2 <u>前項ただし書の規定により、紙入札での参加を認める場合の基準その他</u>の手続は、別に定める。
(開札)	(開札)
第 9 契約担当課長は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。	第 9 契約担当課長は、当該入札において、紙入札を承諾した入札参加者がある場合には、開札時に当該入札書記載の入札金額を電子入札システムに登録し、開札手続を行うものとする。
2 契約担当課長は、<u>止むを得ない事情</u>があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができる。	2 契約担当課長は、<u>やむを得ない事情</u>があり電子入札による入札手続の続行が困難と認められる場合には、開札を延期又は中止することができる。
(入札執行回数)	(入札執行回数)
第10 入札_____執行回数は、再度入札を含めて３回を限度とする。	第10 入札<u>(見積を除く。)</u>の執行回数は、再度入札を含めて３回を限度とする。
(落札者等の決定)	(落札者等の決定)
第11 契約担当課長は、開札の結果、<u>落札者</u>を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者が<u>あるとき等</u>これによることができない場合は、別途通知する。	第11 契約担当課長は、開札の結果、<u>落札者等</u>を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札により参加した者が<u>あるときのほか、</u>これによることができない場合は、別途通知する。
2 <u>落札者</u>となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子くじにより<u>落札者</u>を決定する。	2 <u>落札者等</u>となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、電子くじにより<u>落札者等</u>を決定する。
3 前項に基づく電子くじの手続が困難な場合には、別に契約担当課長が指定する場所及び日時において<u>くじ引</u>により決定する。	3 前項に基づく電子くじの手続が困難な場合には、別に契約担当課長が指定する場所及び日時において<u>行うくじ引</u>により決定する。
(入札の無効)	(入札の無効)
第12 電子入札による場合には、花巻市電子入札心得等の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	第12 電子入札による場合には、花巻市電子入札心得等の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 開札日まで有効なＩＣカードを有しない者のした入札 (2) 契約担当課長の承諾を得ないで紙入札をした場合 (3) 同一案件において<u>電子入札と紙入札とを二重にした場合</u> (4) 入札参加者又は第三者が不正な手段により改ざんした入札書が提出された場合	(1) 開札日まで有効なＩＣカードを有しない者のした入札 (2) 契約担当課長の承諾を得ないで紙入札をした場合 (3) 同一案件において<u>電子入札と紙入札のいずれにも入札した場合</u> (4) 入札参加者又は第三者が不正な手段により改ざんした入札書が提出された場合

(5) その他電子入札に関する条件に違反して入札した場合

(障害時の対応)

第13 契約担当課長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、入札締切日時及び開札日時の変更又は紙入札への変更等、必要な処置を講ずるものとする。

(入札参加者のＩＣカードの取扱い)

第14 電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱（平成28年花巻市告示第27号。以下「要綱等」という。）による入札参加資格者（以下「資格者」という。）又は資格者から入札及び契約権限について委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。ただし、資格者又は受任者のＩＣカードが代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、花巻市物品購入等（リース業務）に係る電子入札運用基準7の定めによるものとする。

2 電子入札においては、復代理人による入札は、認めないものとする。

3 第1項の委任期間は、要綱等に基づく名簿の有効期間を限度とする。ただし、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合は、書面による変更の届出を行わなければならない。

4 入札参加者がＩＣカードを次の方法により不正使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないこととする。 当該入札者の落札後に不正使用したことが判明した場合には、落札決定を取り消しのうえ、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除するものとする。なお、この 場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

(1) 他者のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合

(2) 代表者に変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加又は参加しようとした場合

(3) 同一案件に対して、複数のＩＣカードを使用して複数の参加申請書や入札書を提出した場合

(4) その他不正の目的をもってＩＣカードを使用した場合

(新設)

(5) その他電子入札に関する条件に違反して入札した場合

(障害時の対応)

第13 契約担当課長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因と復旧の見込み等を調査のうえ、入札書受付締切日時及び開札日時の変更又は紙入札への変更等、必要な処置を講ずるものとする。

(入札参加者のＩＣカードの取扱い)

第14 電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、花巻市物品購入等指名競争入札参加資格者要綱（平成28年花巻市告示第27号。以下「要綱」という。）による入札参加資格者（以下「資格者」という。）又は資格者から入札及び契約権限について委任状により委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。ただし、資格者又は受任者のＩＣカードが代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合の取扱いは、花巻市物品購入等 に係る電子入札運用基準6に定めるところによる。

2 電子入札において、復代理人による入札は、認めないものとする。

3 第1項の委任期間は、要綱に基づく名簿の有効期間を限度とする。また、委任期間内に資格者又は受任者に変更があった場合は、資格者又は受任者は、書面による変更の届出を行わなければならない。

4 入札参加者がＩＣカードを次の方法により不正使用したことが判明した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。この場合において、当該入札者の落札後又は契約の相手の決定後に不正使用したことが判明したときは、契約締結前にあつては契約を締結しないこととし、契約締結後にあつては契約を解除するものとする。なお、ＩＣカードの不正使用が次のいずれかに該当する場合は、指名停止等の措置を行うことがある。

(1) 他者のＩＣカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合

(2) 代表者に変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のＩＣカードを使用して入札に参加又は参加しようとした場合

(3) 同一案件に対して、複数のＩＣカードを使用して複数の 入札書を提出した場合

(4) その他不正の目的をもってＩＣカードを使用した場合

(入札における表示の読替え)

第15 指名競争入札における電子入札において、電子入札システムで

(その他) 第15 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。	<u>「見積書」と表示されるものは「入札書」と、「本件見積に関する見積説明書及び契約条項を熟知し下記の金額より見積いたします。」と表示されるものは「本件入札に関する入札説明書及び契約条項を熟知し下記の金額により入札いたします。」とそれぞれ読み替えるものとする。</u> (その他) 第16 この要領に定めのない事項については、財務部長が別に定める。
---	---